（令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質）

第十二条の三の二の四　令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一　日本工業規格Z七二五二（GHSに基づく化学物質等の分類方法）附属書K（水生環境有害性）に規定する急性毒性区分一又は慢性毒性区分一若しくは慢性毒性区分二に該当する物質

二　合成高分子化合物

（特定船舶）

第十二条の三の二の五　令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第七号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

第十二条の三の三中「四百トン」を「百トン」に改め、「相当する搭載人員」の下に「。第十二条の三の五において同じ。」を加える。

第十二条の三の五中「第十二条の三の三に規定する」を「総トン数四百トン以上の船舶及び最大搭載人員十五人以上の」に改める。

第十二条の三の六第一項の表第四号下欄に次のように加える。

4　排出を防止するためにとつた措置

第十二条の十七の六中「第十一条の十第一項の表第一号及び第二号」を「第十一条の十の表第一号上欄」に、「同条第二項第一号イ」を「同号下欄」に改め、同条第三号中「第十一条の十第二項第一号イ」を「第十一条の十の表第一号下欄」に改める。

第十二条の十七の十五中「第十九条の二十五」を「第十九条の三十五の三」に改める。

第十二条の十七の十六中「第十九条の二十六第二項第一号」を「第十九条の三十五の四第二項第一号」に、「第十九条の二十六第一項」を「第十九条の三十五の四第一項」に改める。

第十二条の十七の十七中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改める。

第三十七条の三の四第一項中「この条」の下に「、第三十七条の三の八」を加える。

第四章の二第一節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録

（二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録の申請）

第三十七条の三の六　法第十九条の三十第一項（法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。）の規定により法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が承認又は確認を行おうとする事業所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が承認及び確認の業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書

三　確認に用いる法別表第一の三に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四　承認又は確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五　承認又は確認を行う者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六　登録を受けようとする者が、法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

第三十七条の三の七　法第十九条の三十第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　船名

二　船舶番号

三　総トン数

四　船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五　承認又は確認を行つた年月日及び場所

六　承認又は確認を行つた事業所の名称

七　承認又は確認の結果

八　その他承認又は確認の実施状況に関する事項

2　法第十九条の三十第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、承認又は確認の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（報告書の提出等）

第三十七条の三の八　船級協会は、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認を行つた場合は、速やかに、同項の規定による承認又は確認に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　船名

二　船舶番号

三　総トン数

四　船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五　承認又は確認を行つた年月日及び場所

六　承認又は確認を行つた事業所の名称

七　承認又は確認の結果

3　地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認の依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4　国土交通大臣は、船級協会の行つた法第十九条の三十第二項の規定による承認又は確認が適当でないと認める場合は、同項の規定による承認又は確認のやり直しその他の処分を命ずることができる。

（準用）

第三十七条の三の九　船舶安全法施行規則第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第十九条の三十第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う承認及び確認について準用する。この場合において、同令第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「承認員」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項中「第十九条の十五第三項（」の下に「法第十九条の三十第三項又は」を加える。

第一号の五様式を次のように改める。